

「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31」(案)

【概要版】

町田市



○ご意見募集期間:2023年12月15日(金)~2024年1月15日(月)

1 計画の目的・位置づけ等

(1)背景と目的

本計画は、すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できる地域の実現を目的として、「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」の達成状況や「町田市民の保健医療意識調査」で明らかになった課題等を踏まえ策定します。

(2)計画の統合

健康・医療に関する施策を総合・計画的に推進するため、健康増進法第8条第2項に定められている「まちだ健康づくり推進プラン」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「町田市自殺対策計画」及び食育基本法第18条に基づく「町田市食育推進計画」と一体化して、新たに「(仮称)まちだ健康づくり推進プラン24-31」として策定します。

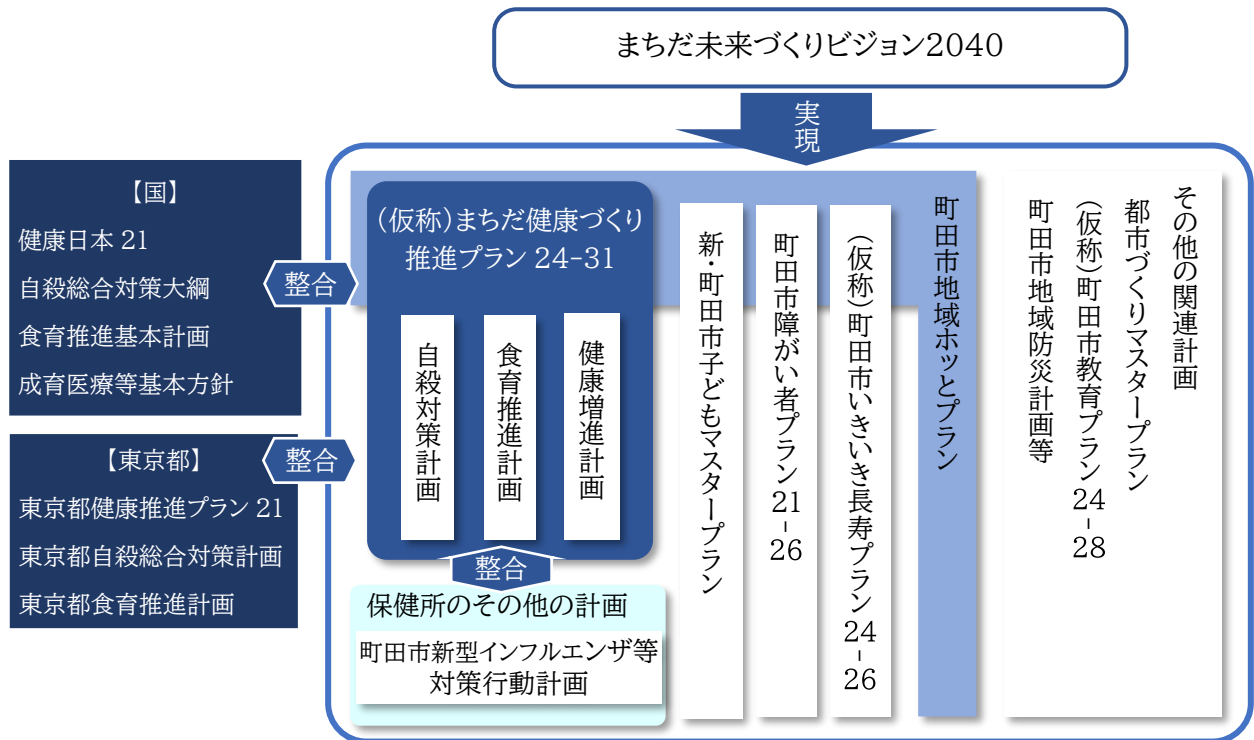
●統合の狙い●

計画の目的を達成するためには、市民・関係機関・行政が協働して、関連し合う3つの分野「健康づくり」「食育」「自殺対策」の事業を推進することが必要不可欠です。これまでは、各分野がそれぞれ計画を策定していたことから、詳細な取り組みを把握するには複数の計画を確認する必要があり、また各分野の関連性が捉えにくくなっていました。

計画を統合することで、各分野の課題について関連性にも着目しながら整理し、目指す姿を一体的に捉えることが可能となることで、分野を横断した包括的なサービスの展開につなげます。誰もがひと目で全体像を把握しやすい計画にすることで、市民・関係機関とも目標を共有しやすくなり、それぞれの強みを活かして目標達成に向けた推進力を向上することも期待できます。具体的には、「食育」と「こころの健康づくり」分野の連携により、食育活動の中でこころの不調の早期発見やサポートができるよう、町田市食育ボランティアに向けたこころのサポーター養成研修を実施します。また、「食育」の子育て支援の一環として行っている離乳食講習会では、男女平等参画の視点から、父親への乳幼児の栄養・食生活への理解や育児参加を促す取り組みを他部署と協働して実施する等、多方面からの支援を展開していきます。

(3) 計画の位置づけ

- 本計画は、町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン 2040」、「町田市地域ホッとプラン」を上位計画とし、各関連計画と整合性を図ります。国の「健康日本 21」や、東京都の「東京都健康推進プラン 21」とも整合を図っていきます。
- 本計画の目的である「すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できる地域の実現」は、上位計画である「町田市地域ホッとプラン」が目指す「年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分の役割や活躍の機会を得られ、自分らしく暮らすことができるまち」を健康の視点から支えるものです。事業の実施にあたっては、町田市の基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」を実現するため、各関連計画と連携して進めます。



(4) 計画期間

本計画の期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の基本計画部分と計画の最終年度を合わせ、2024年度から2031年度までの8年間とします。なお、計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要な場合は適宜見直す他、2027度に中間見直しを実施し、2028年度からの計画に反映します。

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040【基本計画部分】(10年)									
地域福祉計画	町田市地域ホッとプラン(10年)									
健康増進計画	第5次(6年)		(仮称)まちだ健康づくり推進プラン24-31(8年) ※2027年度に中間見直しを実施							
自殺対策計画	第1次(5年)									
食育推進計画	第2次(5年)									

2 現状と課題

(1) 国・都の計画及び関連法の主な動向

<国や東京都の計画>

年度		計画名など	改正内容等
2020	国	第4次食育推進基本計画	【策定】「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うことを重点事項として明示。
	都	東京都食育推進計画	【策定】ライフスタイルに応じた食育、生産現場等での体験を通じた食育、デジタルテクノロジーを駆使した新しい日常に対応した食育を推進。
2022	国	第4次自殺総合対策大綱	【閣議決定】子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性に対する支援の強化などを通して、総合的な対策を更に推進・強化。
		成育医療等基本方針	【閣議決定】母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、「成育医療に関する計画」を策定することが、施策として例示。
	都	東京都自殺総合対策計画(第2次)	【策定】「自殺未遂者への継続的な支援」や「早期に適切な支援窓口につなげる取組」、「働き盛りの方々の自殺防止」、「困難を抱える女性への支援」、「若年層の自殺防止」、「遺された方への支援」の6つを重点項目と位置づけ。
2023	国	健康日本21(第2次)	【最終評価】次期の健康日本21(第3次)策定に向けては、国際的にも健康づくりの重要性をより認識。直近では、ICTの発展、データヘルス改革の進展等、健康づくり分野においても最新テクノロジーを活用する動き。

<関連法の動向>

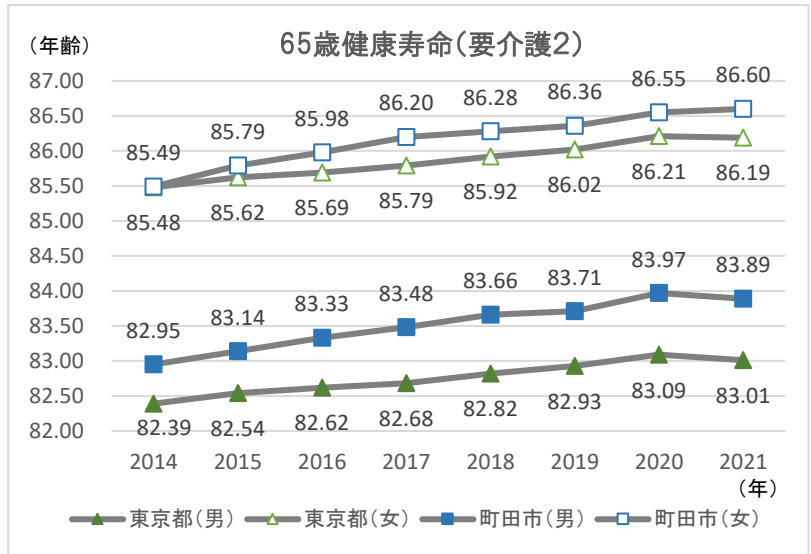
年度	法令名	改正内容等
2020	健康増進法	【改正】受動喫煙対策(原則屋内禁煙)を位置づけ。
2021	母子保健法	【改正】出産後1年以内の母親とその子を対象に、産後ケア事業を位置づけ。
2022	母子保健法 児童福祉法	【改正】子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充、こども家庭庁設置法の施行に伴うこども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備がなされた。市町村においても、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことを努力義務化。
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	【改正】2024年4月1日から、保健所設置市において、感染症に関する予防計画の策定を義務化。この改正により地域保健法の一部が改正され、保健所において健康危機対処計画を策定することとされた。
2023	新型インフルエンザ等対策特別措置法	【改正】新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組みを整備すること等示された。また、この法律に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定も予定されている。

(2) 市の現状

〈健康寿命の推移〉

2021年の65歳健康寿命(※)は、男性が83.89歳、女性が86.60歳と女性が男性に比べ2.71歳高くなっています。また、東京都と比較すると、それぞれ男性が0.88歳、女性が0.41歳高くなっています。

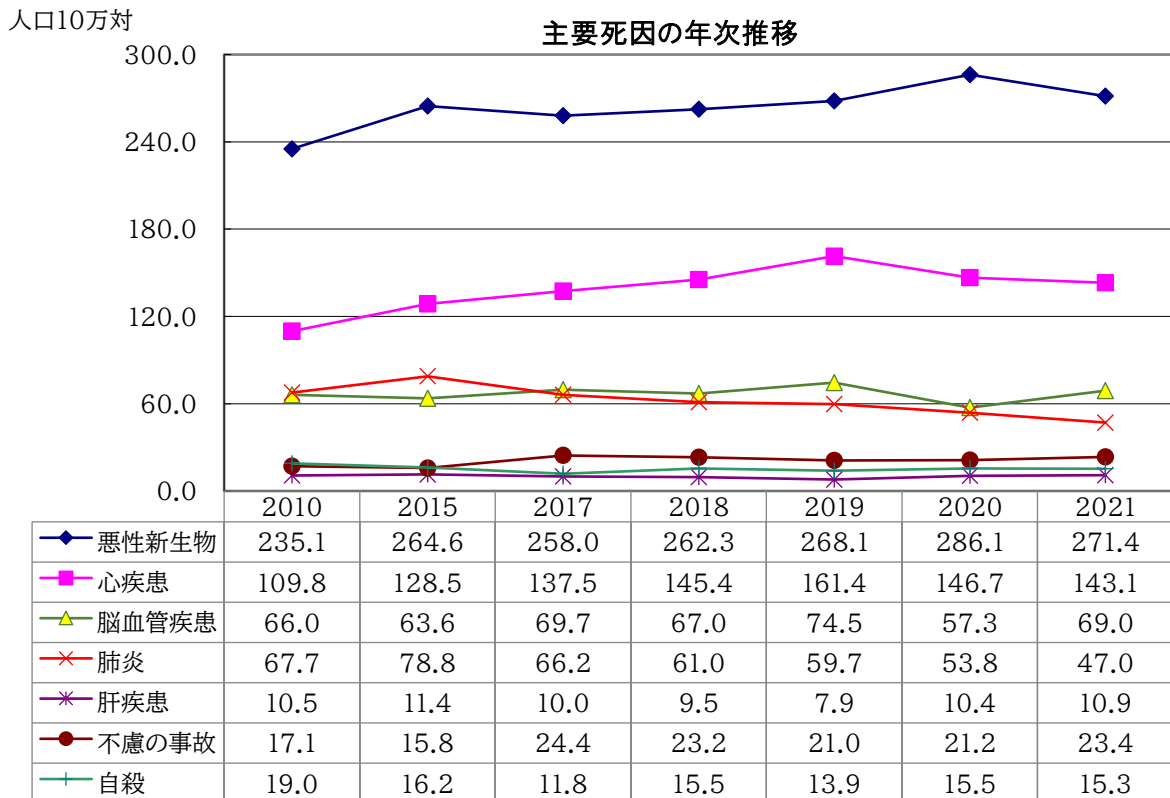
(※)65歳の方が日常生活の動作を制限されるまでの年齢を指します。介護保険の要介護2以上の認定が出た年齢を基準として、平均的に表しています。



出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

〈主要死因の年次推移〉

町田市の2021年の主要死因別割合をみると、第1位は「悪性新生物(がん)」、第2位は「心疾患」、第3位は「脳血管疾患」となっています。

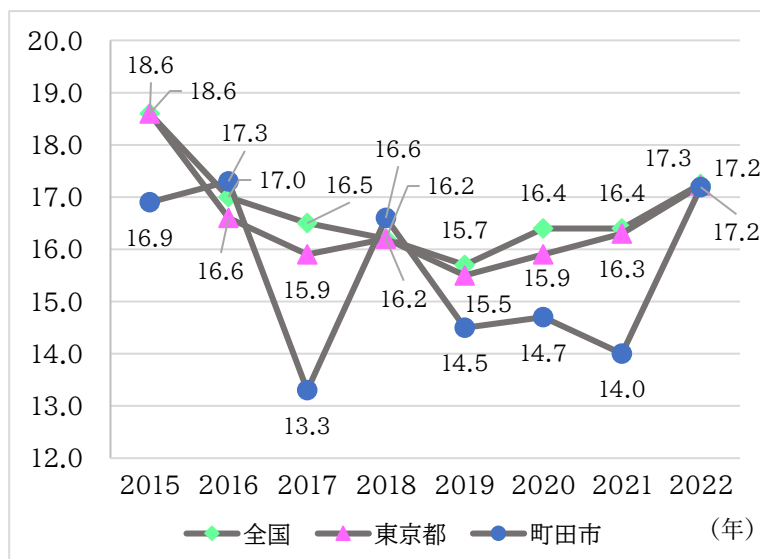


出典:東京都保健医療局「人口動態」に基づき作成

〈自殺死亡率の年次推移〉

2006年に自殺対策基本法が公布・施行され、自殺死亡率は減少傾向で推移していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で全国や東京都では2020年、町田市でも2022年に増加に転じ、2022年の自殺死亡率は17.2と全国や東京都と同水準になっています。

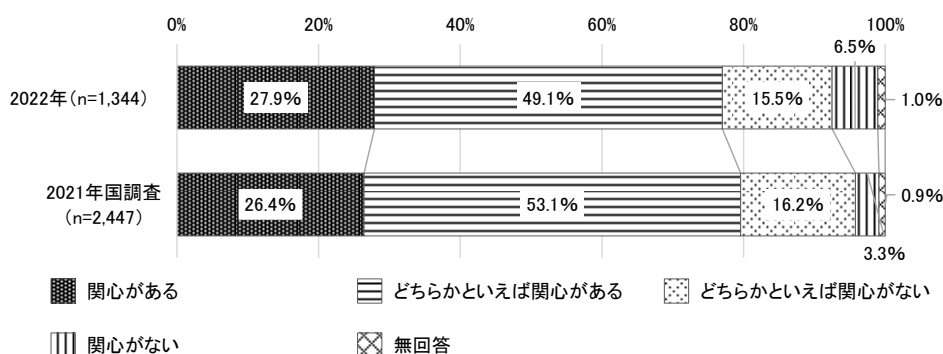
(※)人口10万人あたりの自殺者数



出典:厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」

〈食育の関心度〉

2022年8月に実施した町田市民の保健医療意識調査によると、食育に「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて77.0%でした。2021年に国が行った調査の結果は79.5%であるため、近い値となっています。また、食育の関心度が低い方は、食事バランスの乱れや肥満度が高い傾向が見られました。



出典:町田市保健所「町田市民の保健医療意識調査報告書 2023年3月」

〈保健所機能の強化と公共施設の再編〉

新型コロナウイルス感染症の対応に伴い保健所では、人員確保やBCP(事業継続計画)に関すること、また執務室スペースの確保等の様々な課題に直面しました。健康づくりの拠点として、また大規模感染症発生に備えて保健所機能を強化していく必要があります。

保健施設については、保健所中町庁舎、健康福祉会館、忠生保健センター、鶴川保健センターの4つの拠点はありますが、老朽化により改修の時期を迎えている保健所中町庁舎と健康福祉会館の更新においては、新型コロナウイルス感染症対応に伴って顕在化した課題を解決していくため、保健所機能の最適な配置を検討していきます。

3 基本理念・基本目標

(1)基本理念

みんなでつくる「健康のまち」まちだ

町田市は、健康づくりの推進、疾病対策や医療相談体制の充実などの取り組みを進めています。また、災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指すため、すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心し希望を持って生活できるよう、理念として“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を掲げます。

本計画は、市民及び関係機関・団体等と行政の連携により、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに具体的な取り組みを推進し、すべての市民が健康で安心し希望を持って生活できる地域の実現を目的とします。

(2)基本目標

社会的背景、国・東京都の動向や前計画の評価から捉えた課題を踏まえ、“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”の実現に向け、「誰もが」すこやかで、「どんなときも」安全・安心であることを目指し、市民自らが健康づくりに励み、生活習慣を改善するための支援とその環境整備の支援という視点から、2つの基本目標を定めました。

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

「健康のまち」であるために、妊娠された方、子育てをされている方や子どもへの切れ目のない支援を行うとともに、すべての世代がすこやかに暮らせるよう、健康づくり意識の向上、望ましい栄養・食生活及びこころの健康づくり等に自ら取り組んでいただけるよう支援していくことが重要です。「からだ」と「こころ」の健康は良い影響も悪い影響も相互に関係し合っています。さらに、食生活習慣は、2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果からも、心身の健康状態に大きな関わりがあることが分かっています。

このことから、妊娠・出産・子育て、からだの健康、食育、こころの健康の目指す姿を、それぞれ基本目標1に紐づく4つの目標として掲げました。

基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

「健康のまち」であるためには、平時から衛生的な環境や医療体制を整えるとともに、非常時に市民の健康を守るための体制整備の構築が不可欠です。市民の健康を守るとともに、医療の質を保ち、みんなの医療を守るには、市民に上手な医療のかかり方を身に付けていただくことが重要です。また、災害や新興感染症発生時において医療体制を維持するためには、行政が行う対策、市民や関係機関が行うことのできる備えについて、市民、関係団体、行政が相互に協力して取り組むことが必要です。あわせて、衛生的な生活環境の充実に努めるとともに、動物との共生のための環境づくりを推進するため、目指す姿を基本目標2に紐づく3つの目標として掲げました。

4 体系図

基本理念

“みんなで作る「健康のまち」まちだ”

基本目標	目標	施策
基本目標1 誰もが すこやかな暮らしができる まちをつくる	目標1 妊娠・出産・子育てを 支えるまち(★)	(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援 (2)乳幼児の健康の保持及び増進
	目標2 からだの健康 を支えるまち	(1)健康づくり意識の向上 (2)歯と口の健康づくり (3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上 (4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策 (5)感染症対策
	目標3 食で健康 を支えるまち(★)	(1)望ましい栄養・食生活の推進 (2)食を通じて地域とつながるための支援 (3)食に関する環境の整備
	目標4 かけがえのない いのちを 大切にすまち(★)	(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化 (2)こころの健康づくりの推進
基本目標2 どんなときも 安全・安心な生活ができる まちをつくる	目標1 安心できる地域医療が あるまち	(1)適切な医療を受けられる環境整備 (2)適切な受診に関する普及啓発
	目標2 新興感染症や大規模災害 に対応できるまち(★)	(1)新興感染症対策 (2)大規模災害時における医療提供体制の充実
	目標3 安全で衛生的な生活環境 が整っているまち	(1)食品衛生の確保 (2)環境衛生の確保 (3)動物との共生の推進

(★)がついた目標は、重点目標です。

5 目標・施策

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

目標1-1 妊娠・出産・子育てを支えるまち

安心して出産し、楽しく子育てができるように、妊娠や出産、子育てに関して気軽に相談ができる環境や、乳幼児の健康状態、発育、発達面を月齢に応じて把握でき、必要な支援や情報を早期に得られる環境を整えます。

指標

指標名
出産した人のうち、妊娠中に面接を受けていた割合
産後ケア利用申請数
未就学児を持つ母親が、妊娠中に喫煙していた割合
未就学児を持つ母親が、妊娠中に飲酒していた割合
育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決方法を知っている親の割合
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合
この地域で子育てしたいと思う親の割合
こんにちは赤ちゃん訪問 訪問率(対出生通知票)
乳幼児健診受診率
かかりつけ医をもっている子どもの割合
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合

施策(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように、産前の相談機会の提供や支援、面接や産後ケア事業の拡充を行うなどして、切れ目のない支援を充実させ、育児不安の軽減を図ります … ①～⑤、⑦
- 出産、育児に関する個々の状況に応じて、子育て家庭への支援を行います。健康状態や育児環境等を整えられるよう関係機関と連携した支援体制を推進します … ③、④、⑦
- 妊娠・出産・子育てのそれぞれの時期に応じて、子育てサービスの各種情報が届くように周知方法の拡充を行います … ⑥、⑦

主な取り組み

- ①妊婦健康診査 ②出産・子育てしっかりサポート面接事業 ③こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ④産後ケア事業 ⑤両親学級 ⑥わくわくワクチンプラスの提供
- ⑦妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援の充実

施策(2)乳幼児の健康の保持及び増進

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 乳幼児の健康を保持するため、乳幼児健康診査等を実施します。各月齢に応じた発育、発達面の心配などに対して相談の実施や適切な相談機関につなげるなどの支援を行います … ①～③

主な取り組み

- ①乳幼児の健康診査〔医科・歯科〕 ②乳幼児定期予防接種 ③新生児聴覚検査の助成

目標1-2 からだの健康を支えるまち

全ての世代で市民一人ひとりが自身の健康状態を把握し、健康に関する正しい知識を持ち、活用するための支援をします。また、健康づくりの活動を通して市民のつながりの創出を目指します。

指標

指標名
1年間に1回以上健康診査を受けたことがある人の割合
自分の健康状態を良いと感じる人の割合
「みんなの健康だより」の発行回数
3歳児で4本以上のむし歯(う蝕)がある子どもの割合(再掲)
40歳以上で歯周炎にかかっている人の割合
60歳代でなんでも噛んで食べることができる人の割合
喫煙率
大腸がん検診受診率
子宮頸がん検診受診率
乳がん検診受診率
感染症に関する普及啓発回数
人口10万人対結核罹患率
MR(麻しん風しん混合)1期の予防接種率

施策(1)健康づくり意識の向上

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 健康づくりや生活習慣の改善に関する情報を効率的・効果的に発信することで、市民が健康に関する意識を高める機会を創出します … ①～⑤

主な取り組み

- ①健康づくり推進員を中心とした健康づくり活動の普及 ②成人健康診査 ③熱中症予防の普及啓発 ④産業保健と連携した事業 ⑤健康づくり推進員を中心とした健康づくり活動の普及

施策(2)歯と口の健康づくり

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- あらゆるライフステージの市民に対し、歯科口腔保健情報を発信します … ①
- 自身で歯と口の状態を把握できる機会を提供します … ②

主な取り組み

- ①市民向け講演会の開催 ②乳幼児歯科健診、歯科口腔検査、高齢者歯科口腔機能健診の実施

施策(3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- たばこが及ぼす健康被害について周知します … ①
- 健康に配慮した生活を送るために必要な情報を積極的に発信します … ②、③

主な取り組み

- ①禁煙外来の周知 ②青少年を対象とした薬物乱用防止教室の開催
- ③市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)の有害性・危険性に関する情報の周知

施策(4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- がん検診の受診率の向上を図ります … ①
- がんに関する正しい知識等の普及啓発に努めます … ②
- COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する知識の普及に取り組みます … ③
- がん・生活習慣病等の予防に関する知識の普及啓発に努めます … ④、⑤

主な取り組み

- ①各種がん検診の実施 ②がんに関する正しい知識の普及啓発 ③COPDに関する普及啓発
- ④がん・生活習慣病等の予防に関する普及啓発
- ⑤腎臓病、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした成人健康教育

施策(5)感染症対策

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 感染症対策について、市民や関係機関職員に分かりやすい情報を発信します … ①、②
- 結核に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、結核患者に対する療養生活を支援します … ③

主な取り組み

- ①感染症予防に関する普及啓発 ②定期予防接種の実施
- ③結核に関する普及啓発及び結核患者に対する療養支援・服薬指導の実施

目標1-3 食で健康を支えるまち

食を通じて地域とつながるための支援を充実させ、また、食に関する環境を整えることで、市民一人ひとりが望ましい栄養・食生活を実践できることを目指します。

指標

指標名

朝食を毎日食べる人の割合

1日の野菜の摂取量

朝食に野菜を食べる人の割合

「共食(誰かと一緒に食事をする事)」をする人の割合

食育に関心がある人の割合

施策(1)望ましい栄養・食生活の推進

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 市民一人ひとりが、ライフステージに応じた食の知識と選択する力を習得し、望ましい食生活を実践できるように取り組みます … ①、②

主な取り組み

①妊産婦や乳幼児に対する母子健康相談☆ ②大学等と連携した健康教育

☆分野横断的な取り組みとして、男女平等推進センターと連携し、父親に乳幼児の栄養・食生活を理解していただき、育児参加を促すための支援をします。

施策(2)食を通じて地域とつながるための支援

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 家族や友人等と一緒に食卓を囲む利点について啓発します … ①
- 町田産農産物を購入する機会や、町田産農産物を使った料理を食べる機会を増やします … ②

主な取り組み

①町田市食育ボランティアによる活動☆ ②食体験事業

☆分野横断的な取り組みとして、食育ボランティアがこころのサポーター養成研修を受講し、こころの健康視点を取り入れた食育活動を行うことで、こころの不調の早期発見やサポートに努めます。

施策(3)食に関する環境の整備

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 家庭や学校、職場などにおいて、バランスの良い食事や朝食をとる習慣等の望ましい栄養・食生活が身につけやすい環境を整えます … ①
- 民間企業や給食施設、町田市食育ボランティア等の地域資源を活用して、望ましい栄養・食生活の実践につながる食物や情報を市民に届けます … ②

主な取り組み

- ①民間企業や給食施設と連携した、食に関する啓発活動
- ②町田市食育ボランティアと民間企業や給食施設が連携した取り組みの実施

目標1-4 かけがえのないいのちを大切にすまち

悩みや課題を抱えたときに誰もが身近で相談できることや、状況に応じて支援窓口と速やかに繋がりを持てる体制を整え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。また、こころの病やひきこもりに関する地域の相談及び支援を充実させ、こころの健康づくりを推進します。

指標

指標名
自殺死亡率(人口 10 万人あたり)
自殺は自分自身に関わる問題だと思う人の割合
身近に相談者がいる人の割合
自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると思う割合
こころの相談をする時の相談先を知っている人の割合
こころの健康づくりに関する普及啓発回数

施策(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化します … ①、②
- 市民一人ひとりの気づきと見守りを促します … ①
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図ります … ①
- こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進します … ③
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします … ④
- 社会全体の自殺リスクを低下させます … ⑤
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます … ①、④
- 遺された方への支援を充実します … ⑥
- 民間団体との連携を強化します … ②
- 子供・若者の自殺対策を更に推進します … ①
- 勤務問題による自殺対策を更に推進します … ③
- 女性の自殺対策を更に推進します … ⑦



ゲートキーパー
普及啓発ステッカー

主な取り組み

- ①ゲートキーパー養成講座の実施 ②悩みの相談先の周知 ③総合相談会の実施
- ④自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への支援事業 ⑤各種専門相談の実施
- ⑥自死遺族への支援 ⑦配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施

施策(2)こころの健康づくりの推進

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- こころの健康づくり(ひきこもりを含む)の推進を図ります … ①
- こころの相談に対して早期に適切な支援に繋がります … ②
- 関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実を図ります … ③

主な取り組み

- ①こころの健康づくり(ひきこもりを含む)に関する普及啓発
- ②医療機関や適切な相談先へ繋げるための支援 ③関係機関との連携

基本目標 2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

目標2-1 安心できる地域医療があるまち

必要な医療情報を必要なときに入手でき、医療を受ける人と提供する人双方が適切なコミュニケーションをとり、良好な関係が構築されることを目指します。

指標

指標名

#7119(救急相談センター)を知っている人の割合

急病のときにかかる医療機関の情報がわからない人の割合

医療安全支援センターホームページの閲覧数

施策(1)適切な医療を受けられる環境整備

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 医療を受ける人と提供する人が円滑なコミュニケーションをとり、良好な関係構築が図れるよう取り組みます … ①
- 救急医療体制の確保に努めます … ②
- 休日の歯科医療体制の確保に努めます … ③
- 一般の歯科診療所で診療等が困難な状況に対応するため、障がい者歯科診療体制の確保等を継続します … ④
- 診療所や薬局等の医療提供施設において、衛生管理や医療安全管理が行き届き、安心して医療を受けられるよう、監視指導を行います … ⑤

主な取り組み

- ① 医療安全相談窓口の維持 ② 町田市休日・準夜急患子どもクリニックの維持
- ③ 休日応急歯科診療所の維持 ④ 障がい者歯科診療所の維持
- ⑤ 診療所・薬局等医療提供施設の監視指導の実施

施策(2)適切な受診に関する普及啓発

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 適切な受診行動の促進をします … ①
- 医療に関する情報発信を推進します … ②

主な取り組み

- ① 医療機関の適正利用などの普及啓発
- ② 急な病気やけがの時に適切な行動をとれるための電話相談窓口や当番医療機関等の情報提供

目標2-2 新興感染症や大規模災害に対応できるまち

健康が脅かされる危機が発生したときに、市民、関係機関、行政等が相互に理解、協力して健康を守るまちを目指します。また、災害時や大規模な感染症の発生時に、円滑な医療救護活動や感染拡大防止対策が実施できる体制を構築します。

指標

指標名

感染防止対策地域連携会議への参加
健康危機管理委員会の開催回数
災害時の医療救護体制について知っている人の割合
災害医療関係者連絡会の開催
医療救護活動訓練回数

施策(1)新興感染症対策

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 市民や関係機関職員に対する情報発信を行います … ①
- 平時から関係機関とのネットワークを構築します … ②
- 健康危機管理に関する計画等の改定及び整備を行います … ③
- 感染症の感染拡大防止をするための環境を整備します … ④

主な取り組み

- ①新興感染症に関する情報発信 ②感染防止対策地域連携会議への参加
- ③感染症対策に係る各計画の改定及び見直し ④感染症に対応する体制整備

施策(2)大規模災害時における医療提供体制の充実

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 災害時医療救護体制について、情報を発信します … ①
- 災害時の医療救護に関わる関係機関と連携して課題を検討し、体制整備に取り組みます … ②、③
- 在宅人工呼吸器使用者の難病患者等が災害時個別支援計画を円滑に作成できるように、関係機関と連携をとりながら支援を進めます … ④

主な取り組み

- ①災害時医療救護体制に関する情報発信 ②災害医療関係者連絡会の開催
- ③医療救護活動訓練の実施
- ④在宅人工呼吸器使用者の難病患者等の把握と災害時個別支援計画の作成への支援

目標2-3 安全で衛生的な生活環境が整っているまち

生活衛生に関連する事業者が衛生管理に取り組み、衛生水準の維持・向上を図るとともに、市民一人ひとりが生活衛生に関する正しい知識を持つことにより、健康リスクを軽減できることを目指します。また、動物の愛護や適正飼養の意識が定着し、動物を飼う人も動物が苦手な人も心地よく生活できる地域社会を築くことを目指します。

指標

指標名

「町田市食品衛生監視指導計画」に基づく立入検査実施率

公衆浴場等入浴施設に対する立入検査実施率

動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の実施回数

「飼い主のいない猫との共生モデル地区制度」における新規指定団体数

施策(1)食品衛生の確保

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 食品等事業者に対する自主的な衛生管理を推進します … ①
- 広く市民に向けて食品衛生に関する知識の普及啓発を行います … ②

主な取り組み

①食品等事業者に対して監視指導 ②食品衛生にかかる情報の発信

施策(2)環境衛生の確保

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 環境衛生に関連する事業者への監視指導を計画的に実施します … ①
- 市民に生活衛生に関する正しい情報を適宜発信します … ②

主な取り組み

①環境衛生関係法令に基づく許可、監視指導 ②生活衛生に関する相談対応、普及啓発

施策(3)動物との共生の推進

施策の方向性（文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。）

- 動物の愛護と適正飼養にかかる啓発の機会を充実します … ①
- 犬・猫による生活環境の悪化を防止する地域の取り組みが広がるよう支援します … ②
- 動物愛護や適正飼養にかかる関係機関等との連携・情報共有を推進します … ③

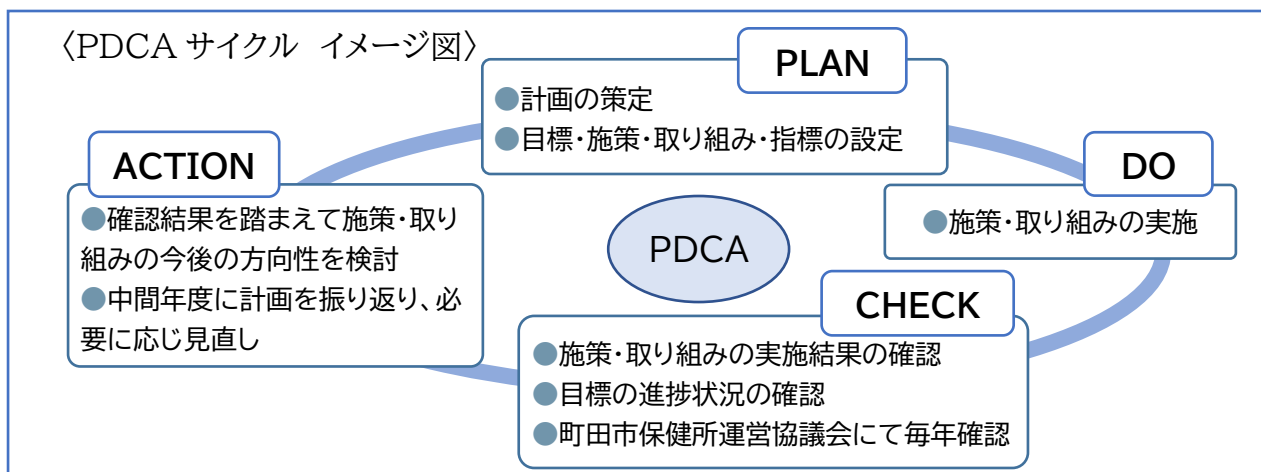
主な取り組み

①動物の愛護と適正飼養にかかる啓発 ②犬・猫による環境被害防止にかかる取り組みへの支援
③動物との共生を支える環境づくり

6 計画の推進体制

本計画に基づき、施策や取り組みを実施するとともに、PDCA サイクルで年度ごとに実施内容等の確認・見直しを行います。

計画の確認・見直しにあたっては、「町田市保健所運営協議会」において、前年度の事業実施結果及び当年度の事業計画の報告を行います。「町田市保健所運営協議会」は、町田市保健所条例第 7 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるために設置された附属機関であり、委員は、保健・医療の各分野の学識経験者に加え、市民団体から選出された方、医療関係団体の代表、関係行政機関の代表で構成されています。2022 年 4 月には計画統合をきっかけとして、食育及び自殺対策の推進を目的とする各懇談会の会長を新たに協議会の委員としても委嘱し、懇談会で出された意見や課題も協議会に反映できる体制を整えました。総合的な見地から意見交換を行い、必要に応じて見直し内容を施策・取り組みへ反映します。



〈意見の提出について〉

- 募集期間 2023年12月15日(金)から
2024年1月15日(月)17時まで
※窓口提出、郵送・FAX・メールともに上記時間が締め切りです。

- 資料の閲覧・配布 町田市ホームページに掲載するほか、次の窓口で閲覧および資料の配布を行います。

市政情報課・広聴課(市庁舎1階)、保健総務課(市庁舎7階)、各市民センター、木曽山崎コミュニティセンター、各駅前連絡所、各市立図書館、町田市民文学館、健康福社会館、保健所中町庁舎、男女平等推進センター、生涯学習センター
※それぞれの窓口で開庁(館)日・時間が異なります。

- ご意見の提出方法 ・郵送、FAX、メール、または担当課ほか資料を配布している窓口へ直接提出してください。
・郵送の場合には、配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)をご利用いただけます。
※添付の「ご意見記入用紙」をご利用ください。
※窓口や電話の口頭でのご意見は受付できません。

- 問い合わせ先 町田市保健所 保健総務課
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話:042-724-4241 FAX:050-3101-8202
メール:mcity6530@city.machida.tokyo.jp

* * * * * ***ご意見記入用紙*** * * * * *

意見公募締め切り 2024年1月15日(月)

※氏名(又は団体名)、住所、電話番号は必ずご記入ください。

※ご意見等は出来るだけ詳しく、理由を添えて記述してください。

※ご意見を提出された方の個人情報は、町田市個人情報保護条例に従って適切に取り扱います。

案件名	(仮称)まちだ健康づくり推進プラン 24-31(素案)
氏名	(ふりがな) ----- -----
住所	----- ----- -----
電話番号	- -
【ご意見記入欄】	

切り取り線

【ご意見記入欄】

切り取り線